

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 暴力的要求行為として規制する行為の追加

指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示してする次に掲げる行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。  
(第九条関係)

一 行政庁に対し、自己若しくは自己の関係者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分等の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

二 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等を行わないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分等の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分を行うことを要求すること。

三 国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準に適合する者でないにもかかわらず、当該

自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求すること。

四 国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、特定の者が入札参加資格を有する者であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

五 国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求すること。

六 国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

## 第二 損害賠償請求等の妨害の規制のための規定の整備

### 一 損害賠償請求等の妨害の禁止

指定暴力団員は、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償、

当該指定暴力団等の事務所の使用の差止め等の請求を、請求者を威迫し、請求者又はその配偶者等につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならないこととする。

(第三十条の二関係)

## 二 損害賠償請求等の妨害に対する措置等

公安委員会は、指定暴力団員が一に違反する行為をしている場合には当該行為の中止のための命令を、指定暴力団員が請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で一に違反する行為をするおそれがあると認める場合には当該行為の防止のための命令をすることができることとする。

(第三十条の三及び第三十条の四関係)

## 第三 対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制のための規定の整備

公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をする

ことができることとする。

(第三十条の五関係)

第四 威力利用資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備

指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととする。

(第三十一条の二関係)

第五 暴力排除活動の促進のための規定の整備

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(第三十二条関係)

第六 その他

その他所要の改正を行うこととする。

## 第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、第一から第三までは公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 第四に係る経過措置を設けることとする。

(附則第二条関係)